調査計画

1 調査の名称

民間企業投資 · 除却調查

2 調査の目的

民間企業における新規資産・中古資産の取得としての投資支出及び除却に関する状況を資産 別に調査し、資本ストック統計・生産勘定整備における基礎資料とすることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

資本金3,000万円以上の企業

- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1)数

約30,000企業(母集団の規模 約137,000企業)

(2) 選定の方法(■全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

事業所母集団データベースから、資本金10億円以上の企業は全数、3,000万円以上10億円 未満の企業は産業別、資本金階級別に層化無作為抽出により選定する。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1)報告を求める事項
 - I 貴社の概要
 - 1) 法人名 (プレプリント)
 - 2) 本社・本店の所在地 (プレプリント)
 - 3) 資本金
 - 4) 主要業種名(プレプリント)
 - 5) 消費税の経理処理方法
 - 6) 会計年度
 - Ⅱ 有形固定資産の取得・改修等
 - 1) 新設取得額(中古品を除く)

- 2) 中古品取得額
- 3) 大規模修繕·改修費用
- 4) 投資額計
- Ⅲ ファイナンスリースのみなし取得価額
- Ⅳ 有形固定資産の除却(売却・廃棄)
 - 1) 資産コード
 - 2) 売却・廃棄資産名
 - 3) 取得の時期
 - 4) 新設取得・中古品取得・大規模修繕・改修の別
 - 5) 取得時の購入額
 - 6) 売却・廃棄の時期
 - 7) 売却・廃棄の別
 - 8) 売却・廃棄時の販売額
- (2) 基準となる期日又は期間

当該調査年度の前会計年度(原則として4月から翌年3月まで。ただし、これによることができない場合は、報告者が定める会計年度による。)

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査組織

内閣府 - 民間事業者 - 報告者

(2) 調査方法(□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他(メール・FAX返送))

郵送・オンライン・メール・FAXによる自計申告とする。ただし、オンライン・メール及びFAXについては調査票の取集のみに利用する。なお、本調査のうち、調査票類一式の印刷、発送、集計、電話照会、督促に係る業務は民間事業者へ委託して実施する。

- 7 報告を求める期間
- (1)調査の周期

1年

(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の発送:当該調査年度の11月第1週

調査票の提出期限: 当該調査年度の12月第1週

8 集計事項

別添1「民間企業投資・除却調査における集計様式」のとおり。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

集計事項を冊子で公表するとともに、インターネット上でも提供する。

(2) 公表の期日

当該調査年度の翌年度7月頃を予定。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定に当たって、日本標準産業分類(平成25年10月改定)によるとともに、集計結果の表章についても、原則として同分類の大分類及び中分類によっている。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票原票	3年	国民経済計算部長
調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年保存	国民経済計算部長

民間企業投資・除却調査における集計様式

1. 取得票(2面~4面)の集計様式

以下のうち様式(1)~(5)については、産業・資本金階級毎に、標本の単純合計値に抽出率(=有効回答があった標本数/母集団企業数;産業・資本金階級毎に算出し適用する)の逆数を掛け、母集団推計値を算出する。変動係数は、「標準偏差/標本の単純平均値」として求める。

なお、様式(1)~(5)の「変動係数」は非公表とする。

(1) 産業、資本金階級、資産項目別新設投資額の母集団推計値及び変動係数欄外:資本金階級(別記 2)

	母集団推計値	変動係数
	資産項目 (別記3)	資産項目 (別記3)
産業(別記1)		

- (2) 産業、資本金階級、資産項目別中古品取得額の母集団推計値及び変動係数 ※様式は(1)と同様
- (3) 産業、資本金階級、資産項目別大規模修繕・改修費用の母集団推計値及び変動係数 ※様式は(1)と同様
- (4) 産業、資本金階級、資産項目別投資額計の母集団推計値及び変動係数 ※様式は(1)と同様
- (5) 産業、資本金階級、資産項目別ファイナンスリースのみなし取得価額の母集団推計値 及び変動係数 ※様式は(1)と同様

2. 除却票(5面~8面)の集計様式

除却票の集計に際しては、有効回答の集計や平均を用いており、客体企業の抽出率を用いた母集団復元は実施しない。これは、除却票に記入できる資産数が最大 15 までに限定されており、客体企業が保有する資産数に係る母集団情報も存在しないため、復元推定になじまないからである。

(1) 資産項目別、除却された有形固定資産の使用期間分布と平均使用期間(年)

	新規取得	新規取得、中古品取得、大規模修繕・改修、不明
	廃棄	売却、廃棄、不明
	使用期間区分1(別記4)	
資産項目(別記3)	使用期間区分ごとに有 効回答数を記載する	有効回答の「除却年月一取得年月」を単純平均する

(2) 資産項目別、除却された有形固定資産の産業別平均使用期間(年)

	新規取得 廃棄 産業(別記1)
資産項目(別記3)	有効回答の「除却年月 - 取得年月」を単純 平均する

(3) 資産項目別、有形固定資産の平均除却額(簿価ベース)

新規取得、中古品取得、大規模修繕・改修、取得形態不明 売却、廃棄、除却形態不明 資産 項目 別記 3

(4) 資産項目別、売却された有形固定資産の平均残価率分布(新規取得かつ売却の資産のみ)

残価率= 売却時価額 取得時価額

	使用期間区分2(別記5)
資産項目(別記3)	有効回答につき、上記のとおり計算した残 価率を取得時価額により加重平均する

別記1 産業分類〔日本標準産業分類(平成25年10月改定)〕

全産業

農林水産業

鉱業

建設業

製造業

食料品

繊維工業

パルプ・紙・紙加工品

印刷・同関連業

化学工業

石油製品·石炭製品

窯業·土石製品

鉄鋼業

非鉄金属

金属製品

はん用機械器具

生産用機械器具

業務用機械器具

電子部品・デバイス・電子回路

電気機械器具

情報通信機械器具

輸送用機械器具

その他の製造業

電気・ガス・熱供給・水道業

電気業

ガス・熱供給・水道業

情報通信業

運輸業

卸売 • 小売業

卸売業

小売業

金融 · 保険業

不動産業·物品賃貸業

不動産業

物品賃貸業

学術研究、専門・技術サービス業

飲食店、宿泊業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉業 事業所サービス業 複合・その他のサービス業

別記2 資本金階級

全資本金階級

3000 万円以上 5000 万円未満

5000 万円以上1億円未満

- 1億円以上10億円未満
- 10億円以上50億円未満
- 50 億円以上

別記3 資産項目

合計

建物

建物附属設備

構築物

機械及び装置

船舶

航空機

車両及び運搬具

工具・器具及び備品

その他(含む大動植物等)

土地

※上記様式 1.-(2)(3)(4)のみ

建設仮勘定

※上記様式 1.-(1)(2)(4)のみ

別記4 使用期間区分1

5年未満

うち3年未満

- 5年以上10年未満
- 10 年以上 15 年未満
- 15 年以上 20 年未満
- 20 年以上 25 年未満
- 25 年以上 30 年未満

- 30 年以上 40 年未満
- 40 年以上 50 年未満
- 50 年以上
- 別記5 使用期間区分2
 - 10 年未満
 - 10 年以上 20 年未満
 - 20 年以上